

富士宮市都市整備部管理課所管公有地の境界確定事務処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、富士宮市都市整備部管理課（以下「管理課」という。）所管の公有地とこれに隣接する土地との境界確定の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「公有地」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する市道の用に供されている国有地、県有地及び市有地
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有地、県有地及び市有地
- (3) 道路法の規定が適用されない道路の用に供されている市有地
- (4) 富士宮市普通河川条例（昭和46年条例第16号）第2条に規定する普通河川の用に供されている市有地
- (5) 道路法、河川法、海岸法等の公共物の管理に関する法律の適用のない公共物の用に供されている、国から譲与を受けた土地であって、前各号に掲げるもの以外のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、富士宮市都市整備部管理課、道路課及び河川課が所管する市有地

(境界確定申請者)

第3条 境界確定の申請者は、公有地の隣接する土地所有者又は土地所有者から委任状（第3号様式）により委任を受けた者とし、次の各号に該当する場合は、その定めによるものとする。ただし、法的な手続きに基づく土地の所有権等を証する書面を添付する場合には、この限りではない。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産しているときは、清算人又は破産管財人とし、これを証する書面を添付させるものとする。
- (2) 申請地の相続が完了していない場合は、相続人全員とする。ただし、一部の相続人に他の相続人が委任した場合は、一部の相続人でも申請することができるものとし、戸籍謄本等により内容確認を行い、相続関係図を添付させるものとする。遺産分割協議書等で相続人が特定されているときは、その相続人とし、遺産分割協議書等の写しを添付させるものとする。
- (3) 申請地が共有の場合は、共有者全員とする。ただし、他の共有者の委任があれば一部の共有者でも申請することができるものとし、委任状（第5号様式）を添付させるものとする。
- (4) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名のうえ、法定代理人が併記押印して申請させるものとする。
- (5) 申請地が信託財産の場合は、委託者及び受託者両者の連名申請とし、信託原簿の写しを添付させるものとする。

2 前項の境界確定に関する事務を委任する例は、次のような場合である。

- (1) 行政書士若しくは土地家屋調査士に委任するとき。(この場合、委任者は申請人となり、受任者は代理人となる。)
- (2) 共有地について、一部の共有者に他の共有者に委任するとき。
- (3) 遺産分割がなされていない土地について、相続人の代表に他の相続人が委任するとき。
- (4) 開発行為等に係るもので、土地所有者全員がその施行者に委任するとき。
- (5) その他正当な事由により正当な委任関係が認められるとき。

(境界確定の申請)

第4条 境界確定申請をしようとする者は、境界確定申請書(第1号様式)に次の図書を添付して1部提出するものとする。

- (1) 位置図(縮尺1/10,000~1/50,000の地図)
- (2) 案内図(代表的目的物から現地までの経路を示すもの)
- (3) 公有地との境界確定を求めようとする土地(以下「申請民有地」という。)の地積測量図(縮尺1/250~1/500)
- (4) 公図写し(法務局備えつけの公図に縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の氏名を記入し、押印する。申請箇所は朱記する。)
- (5) 実測平面図(縮尺1/250~1/500)(現況平面図に公図推定線及び作成責任者名を記入し、申請箇所及びその辺長は赤色、確定済み箇所は緑色とし確定日及び確定番号を記載する。)
- (6) 横断面図(縮尺1/50~1/100)
- (7) 申請民有地の全部事項証明書(申請日の前3ヶ月以内に交付を受けたもの。)
- (8) 隣接土地所有者等一覧表(第2号様式)
- (9) 申請者の印鑑証明書(申請日の前3ヶ月以内に交付を受けたもの、第19条の規定に基づき自署により申請する場合は不要)
- (10) 委任状(第3号様式)
- (11) その他市長が必要と認めるもの。(富士宮市が管理する書類であっても、申請者の負担により提出するものとする。)

2 前項第3号の地積測量図及び第6号の横断面図は、市長が境界を確定するために必要がないと認めたときには省略することができる。

3 申請者から申請民有地の全部事項証明書、印鑑証明書又は戸籍謄本の原本還付を請求された場合には、これらの写しをとり、その旨及び年月日を記載のうえ担当者印を押印した後に、原本を還付するものとする。

(費用の負担)

第5条 境界確定に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

(受付・書類審査)

第6条 申請書を受付けたときには、境界確定申請書処理顛末簿(第4号様式)に登載し、これを永久保存するとともに、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
- (2) 境界確定をしようとする公有地が第2条に規定する土地であること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。

2 市長は、前項第3号の要件に欠ける申請があったときは期限を定めて補正を求めるものとする。

(立会等の通知)

第7条 市長は、申請が前条第1項各号の要件を満たしているとき又は申請者が前条第2項の補正を行ったときは、申請者に対し、立会場所、立会日時及びその他必要な事項を電話連絡等により通知する。

2 市長は、同時に立会が必要と認められる申請民有地の隣接地及び対側地の所有者、利害関係人及びその他参考人等に対しては、申請者から立会を依頼させるものとする。

(事前調査)

第8条 境界確定の実施に当たって必要があると認められるときは、事前に参考になる資料の収集、調査及び現地確認を行い、又は現地の調査、測量を行うものとする。

(現地立会人及び承諾若しくは同意の必要範囲)

第9条 境界確定に必要な現地立会人及び承諾若しくは同意（以下「承諾等」という。）の範囲は、申請地、隣接地及び対側地の所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、その定めによるものとする。

- (1) 第3条第1項及び第2項の規定により申請した場合は、申請者とする。
- (2) 隣接地及び対側地の所有者が法人の場合は、その法人の代表者若しくは土地の管理担当者とする。ただし、法人が解散又は倒産しているときは、清算人又は破産管財人とし、これを証する書面（写し可）を提出させるものとする。
- (3) 隣接地の相続が完了していない場合は、法定相続割合の合計が過半数以上になる相続人とする。ただし、これによりがたい場合は、念書(第15号様式)等を添付のうえ、相続人代表でも差し支えないものとし、被相続人との関係を証する書面（写し）を提出させるものとする。また、遺産分割協議書等で相続人が特定されているときは、その相続人とし、これを証する書面（写し可）を提出させるものとする。
- (4) 対側地の相続が完了していない場合は、法定相続割合の合計が過半数以上になる相続人とする。ただし、これによりがたい場合は、念書(第15号様式)等を添付のうえ、相続人代表でも差し支えないものとし、承諾等の記名押印箇所被相続人との関係を自筆にて記入させるものとする。また、遺産分割協議書等で相続人が特定されているときは、その相続人とし、これを証する書面（写し可）を提出させるものとする。
- (5) 隣接地及び対側地が共有地の場合は、共有者全員とする。ただし、関係人が複数の場合は、持ち分の過半数でも差し支えないものとする。
- (6) 隣接地及び対側地の土地所有者が、法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、法定代理人であることを証する書面（写し可）を添付し、法定代理人とする。
- (7) 隣接地及び対側地の所有者が、正当な理由により立ち会い及び承諾等が不可能であると判断される場合には、土地所有者の配偶者及び一親等以内の血族（縁組による養子も含む。）の立ち会い及び承諾等でも差し支えないものとする。この場合、委任状は必要ないものとし、承諾等の署名欄に土地所有者との続柄を自筆にて記入させるものとする。
- (8) 隣接地及び対側地が信託財産の場合は、委託者及び受託者両者とする。
- (9) 隣接地及び対側地所有者が立会を委任（第5号様式）した場合は、その受任者とする。

る。

- 2 事務担当職員は、原則として立会者全員をもって境界確定の協議をするものとする。
- 3 当該土地の地物及び地形の状況並びに公有地の幅及び現況等から立会の必要がないと認められる場合には、対側地所有者の立会及び承諾等を求めないことができるものとする。

(境界確定図の提出)

第10条 申請者若しくは代理人は、申請者、市以外の隣接地所有者、対側地所有者及び利害関係人の承諾等を得た境界確定図（申請箇所及びその辺長は赤色、確定済み箇所は緑色とし確定番号及び確定日を記載し、作成責任者を記名押印する。）及び公図写し（申請箇所は赤色。）を2部提出するものとする。

- 2 申請者、市以外の隣接地所有者、対側地所有者及び利害関係人の承諾等は、原則として確定図に記名押印することとする。ただし、これによりがたい場合は、同意書（第8号様式）への記名押印でも差し支えないものとする。
- 3 確定図には、確定しようとする境界の座標、確定しようとする境界の辺長及び基準点の座標を記載させるものとする。
- 4 事務担当者は、申請者、市以外の隣接地所有者、対側地所有者及び利害関係人の承諾を確認し、提出された確定図に立会年月日及び立会者名を記載し押印する。

(境界確定協議の成立)

第11条 境界確定協議は、市長、隣接地所有者、対側地所有者及び利害関係人の全ての承諾等により成立するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 第9条第3項の規定により対側地所有者の立会いを求めなかったときに、当該対側地所有者の承諾等がない場合
- (2) 公有地の幅、機能及び現況等、周囲の地物及び地形並びに立会者の意見等により、境界が客観的に明確と認められ、公共物の幅員の確保に支障がないと認められるときに、対側地所有者の承諾等がない場合
- (3) 利害関係人が借地し又はその土地に所在する建物を借家している土地の所有者が境界確定線について承諾等をし、かつ、利害関係人が承諾等をしないことに正当な理由がないと認められるときに、当該利害関係人の承諾等がない場合
- (4) その他、申請者若しくは代理人から特別な申し出が有り、これについて市長が特に認める場合

- 2 事務担当職員は前項の規定による承諾等が得られたときは、境界確定報告書（第6号様式）を市長に提出し、永年保存するものとする。この場合において、第9条第1項第7号を適用するものとしたときは、その理由を申請者若しくは代理人に、書面にて提出させるものとする。前項第2号から第4号のいずれかを適用するものとしたときは、他の立会者の意見並びに境界の位置及び公共物幅員の確保についての検討内容等を、申請者若しくは代理人に書面にて提出させるものとする。
- 3 市長は、前項の境界確定報告書が適正なものと認められるときは、境界確定の協議を成立させるものとする。
- 4 事務担当職員は、第1項の規定による承諾等が得られないときは、必要に応じ再度の立会を行った上で、協議が成立する見込みがないと認められる場合は、境界確定不調報告書（第7号様式）を市長に提出し、永年保存するものとする。

(境界確定通知書の交付)

第12条 市長は、境界確定協議が成立したときは、境界確定通知書（第9号様式）に公図写し及び境界確定図を添えて市長印を割印し申請者に交付するものとする。

(境界標の設置)

第13条 市長は、境界確定協議が成立し境界標（コンクリート杭、金属板等）を請求された場合には、原則としてこれを支給し申請者若しくは代理人に設置させるものとし、設置後、完了届（第10号様式）を提出させるものとする。

(登記手続き)

第14条 市長は、境界確定の結果地積更正の登記を行う必要があると認めるときは、申請者等に対し、その手続きを速やかに行うよう指導するものとする。

(申請書等の返戻処理)

第15条 市長は、おおむね次の場合には理由を付して申請書等を申請者に返戻（第11号様式）するものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと判断したときは、この限りではない。

- (1) 第6条第1項第1号の要件が欠ける申請の場合
- (2) 第6条第1項第2号の要件が欠ける申請の場合
- (3) 第6条第2項の規定により求めた補正が期限内に行われない場合
- (4) 申請者と境界確定線について境界確定協議が成立しない場合
- (5) 隣接地の土地所有者が境界確定線について承諾等をしない場合
- (6) 利害関係人又は対側地の所有者が境界確定線に承諾等をしない場合で、当該承諾等なしに境界確定をすることが不適切な場合
- (7) 申請民有地、隣接地又は対側地について、所有権確認等の争訟が行われている場合
- (8) 申請者から書面による取下げの申し出があった場合
- (9) 申請者に提出を求めた境界確定図が、申請書を受付した日を含む年度を除き、この後1年以内に提出されない場合

2 申請書等を返戻する際、申請書等の写しを撮り永年保存するものとする。

(証明書の交付)

第16条 市長は、境界確定通知後、境界確定申請者、当該土地の現在の所有者又は境界確定に同意した隣接地所有者若しくは対側地所有者から境界確定の証明を求められたときは、境界確定証明書交付申請書（第12号様式）に次の図書を添えて提出させるものとする。

- (1) 境界確定申請時の公図写し（2部）
- (2) 境界確定申請時の実測平面図写し（2部）
- (3) 境界確定証明書交付申請時の当該申請者所有地の土地登記簿謄本
- (4) 境界確定証明書交付申請者の印鑑証明書（申請日の前3ヶ月以内に交付を受けたもの）

2 市長は、申請書を受理したときは、第6条に定める顛末簿等に基づいて境界を確認し公図写し及び実測平面図に確定済みの境界線を朱書きした上、境界確定証明書（第13号様式）にこれを添えて市長印を割印し交付するものとする。

(公共事業等のための境界確定の特例)

第17条 国又は地方公共団体等が公共事業又は公益事業を行うため境界確定が必要となっ

た場合は、当該事業の事業主体は、境界確定協議書（第14号様式）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 位置図（縮尺1/10000～1/50000の地図）
 - (2) 案内図（代表的目的物から現地までの経路を示すもの）
 - (3) 公図写し（法務局備えつけの公図に縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の氏名を記入押印する。）
 - (4) 実測平面図（縮尺1/250～1/500）及び横断面図（縮尺1/100）
 - (5) 隣接土地所有者等一覧表（第2号様式）
 - (6) その他市長が必要と認めるもの。
- 2 前項の場合には、第6条（第1項第1号を除く。）、第7条から第14条、第15条（第1号及び第4号を除く。）及び前条の規定を準用する。この場合において、「申請書」とあるのは「協議書」と、「申請者」とあるのは「協議者」と読み替え、第7条第2項中「申請民有地の隣接地及び対側地の所有者」とあるのは「公有地に隣接する土地の所有者」と、第15条第7項中「申請民有地、隣接地又は対側地」とあるのは「公有地に隣接する土地」と読み替える。

（押印の方法）

第18条 申請者が境界確定申請書、委任状、境界確定図、同意書又は境界確定証明書交付申請書に押印する場合は、個人は実印、法人は代表者印（ともに印鑑証明書を添付）とし、隣接地所有者又は対側地所有者が境界確定図、同意書又は境界確定証明書交付申請書に押印する場合も、個人は実印、法人は代表者印（ともに印鑑証明書を添付）とする。

- 2 前項の規定に係らず次に掲げる場合には境界確定図又は同意書への押印は認印で良いものとする。
- (1) 隣接地所有者又は対側地所有者が現地立会いし、確定図に自署した場合
 - (2) 隣接地所有者又は対側地所有者の代理人が立会う場合の委任状への押印及び利害関係人の押印
 - (3) 第9条第1項第3号による立会いにおける承諾等及び念書等の押印
 - (4) 第9条第1項第4号から第7号による立会いにおける承諾等の押印

3 行政書士又は土地家屋調査士が申請書の申請者の代理人欄、公図写し及び実測平面図へ押印する場合は、法令で定める職印とする。

（記名押印に代わる自署の取扱い）

第19条 本要領で定める様式の記名押印は、個人の場合は本人の自署、法人の場合は代表者の自署をもって代えることができる。ただし、前条第1項で実印を要するものとされている場合は、身分証明書等で本人であることを確認したうえで事務担当職員の面前で自署した場合に限る。

- 2 前項の規定により、記名押印に代えて法人の代表者の自署による場合は、当該法人の名称及び代表者の資格を記載したうえで自署するものとする。
- 3 第1項ただし書の場合は、身分証明書等について、その種類、番号等を現地立会者一覧表の摘要欄又は境界確定報告書に詳細に記載し、申請者の場合はその身分証明書等の写しを境界確定報告書に添付しなければならない。
- 4 第1項ただし書により本人確認をした後の自署については、同項の規定にかかわらず、本人確認をした自署と照合することにより本人確認を行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。